

佐久穂町地下水保全条例施行規則

平成 24 年 9 月 25 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久穂町地下水保全条例(平成 24 年 月 日条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定による許可申請は、地下水採取許可申請書(様式第 1 号)に次に掲げる事項を記載し提出するものとする。

- (1) 住所、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸の設置場所、側管の口径、井戸の深さ及びストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類、吐出し口の口径・断面積及び揚水機の能力
- (5) 揚水期間、1 日当たりの最大揚水量及び年間揚水量
- (6) 水量測定器の種類
- (7) 工事着手年月日、工事完了年月日及び工事施工業者
- (8) 周辺の水道水源及び井戸への影響調査の結果
- (9) 周辺の住民及び採取者に対して実施した周知の内容並びに意見等

2 前項に規定する申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(事前協議)

第 3 条 条例第 8 条第 3 項の規定による協議は、地下水採取許可申請事前協議書(様式第 2 号)に次に掲げる事項を記載し提出するものとする。

- (1) 住所、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 事業又は施設の名称及び事業の目的
- (4) 当該地域選定理由
- (5) 工事施工業者
- (6) 井戸掘削着手予定日及び井戸掘削完了予定日
- (7) 揚水試験に関する計画並びに周辺水道水源及び井戸への影響調査に関する計画
- (8) 周辺の住民及び採取者に対する周知方法
- (9) 揚水設備、井戸の深さ、1 日当たりの最大揚水量及び年間揚水量

2 前項に規定する協議書には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

(1 日当たりの採取量の基準)

第 4 条 条例第 9 条第 3 項第 1 号に規定する 1 日当たりの採取量の基準は、限界揚水量

の80%以内とする。

(許可又は不許可の通知)

第5条 条例第11条に規定する許可・不許可通知は、地下水採取許可通知書(様式第3号)及び地下水採取不許可通知書(様式第4号)によるものとする。

(井戸の完成届)

第6条 条例第12条に規定する届出は、井戸完成届出書(様式第5号)によるものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第13条に規定する届出は、地下水採取変更届出書(様式第6号)によるものとする。

(承継の届出)

第8条 条例第14条に規定する届出は、地下水採取者地位承継届出書(様式第7号)によるものとする。

(廃止の届出)

第9条 条例第15条に規定する届出は、井戸廃止届出書(様式第8号)によるものとする。

(報告事項)

第10条 条例第17条の規定による報告は、次の掲げる事項について、地下水採取状況報告書(様式第9号)によるものとする。

- (1) 井戸の水位の状況
- (2) 井戸の運転の状況
- (3) 地下水の水温、水質及び採取量
- (4) その他町長が必要と認める事項

(身分証明書)

第11条 条例第18条第2項の規定による証明書は、立入調査員証(様式第10号)によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。